

## 五島市単価契約封筒広告掲載の募集要領

五島市では、令和8年度に作成する単価契約による送付用封筒について、「五島市広告媒体における広告掲載に関するガイドライン」に基づき有料広告の掲載募集を行います。広告掲載を希望する場合は、次の要領により申込みしてください。

### 1 広告を掲載する媒体

単価契約による送付用封筒（角形2号及び長形3号）

### 2 封筒の利用目的

この封筒は、市内外の個人及び団体等に対し、五島市が一般文書を送付する際に用いるものです。

### 3 募集する有料広告の概要

有料広告を掲載する封筒の種類は、角形2号封筒及び長形3号封筒の2種類です。募集する有料広告については、次のとおりです。

| 区 分          | 角形2号封筒  | 長形3号封筒       |
|--------------|---|--------------|
| ① 封筒の規格      | クラフト 85g/m <sup>2</sup>   |              |
| ② 募集広告の数     | 2件<br>(別図広告枠2-①と3-②又は広告枠2-②と3-①の組み合わせを1件として募集)                                      |              |
| ③ 広告枠の規格     | 縦120mm×横100mm   | 縦60mm×横100mm |
| ④ 掲載料        | 1件あたり117,000円   |              |
| ⑤ 予定枚数 ※1    | 年間 21,000枚  | 年間 49,000枚   |
| ⑥ 刷り色        | カラー   |              |
| ⑦ 広告デザイン数    | 1枠につき1デザインのみ  |              |
| ⑧ 広告掲載位置     | 別図広告枠のとおり（封筒の裏面）  |              |
| ⑨ 掲載枠の欄外への表示 | ・この広告は有料で掲載しています。<br>・五島市が広告内容について、推奨等をするものではありません。<br>・広告内容については、広告主に直接お問い合わせください。 |              |

※1 予定枚数であり枚数を保障するものではありません。

#### 4 封筒の使用期間

令和8年度において作成し、作成した封筒がなくなるまでの間（令和9年4月以降も使用される場合があります）。

#### 5 広告掲載の基準

次のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しません。

- (1) 法令又は条例等に違反し、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 社会問題についての意見に関するもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告又はこれに類するもの
- (7) 商品先物取引に関するもの
- (8) 不動産の売買、賃借等に関する広告で、地方公共団体、公団、公社等に係るもの以外のもの
- (9) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1項各号に掲げる表示に該当すると認められるもの
- (10) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (11) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (12) 求人広告及びこれに類するもの
- (13) その他広告として掲載することが不相当と認められるもの

#### 6 募集期間及び募集方法

##### (1) 募集期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで

##### (2) 募集方法

###### ア 持参の場合

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時まで及び火曜日の午前を除く）。

###### イ 郵送の場合

令和8年2月27日（金）午後5時15分までに必着

##### (3) 提出書類

###### ア 五島市単価契約封筒広告掲載申込書（別紙様式1）

###### イ 暴力団等排除に関する誓約書（別紙様式2）及び役員等名簿（別紙様式2（別紙））

###### ウ 役員等名簿に記載する者は、法人の場合、代表者を含む役員全員（登記簿に載っている者で監査役等も含む。）記載し、個人事業所の場合、事業主を記載してください

さい。

エ 広告原稿（A4版カラー印刷3枚及びデータを保存したCDを提出）

オ 法人の場合、商業登記簿謄本又は登記事項証明書の写し（申込時点において、3か月以内に発行したもの）

カ 個人の場合、事業主の身分証明書の写し（申込時点において、3か月以内に発行したもの）

キ 五島市税の滞納がないことを証する書面の写し（申込時点において、1か月以内に発行したもの）

ク 業種及び事業概要に関する資料（会社概要、パンフレット等）

## 7 公募資格

次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、広告媒体に掲載しません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及びこれに類似する業種
- (2) 消費者金融
- (3) たばこ
- (4) 賭博行為に関するもの
- (5) 五島市税の滞納がある者
- (6) その他広告として掲載することが不適当と認められるもの

## 8 広告掲載等の決定

広告掲載の可否については、令和8年3月13日（金）までに、申込者全員にお知らせします。

## 9 広告掲載料の納付

広告掲載料の納付方法及び納付期限等については、広告掲載の決定と併せて、納入通知書によりお知らせします。

## 10 広告主の責任等

広告掲載された広告に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求等の問題が生じた場合は、広告主の責任及び負担により解決するものとします。

## 11 その他

- (1) 広告掲載の可否の決定に対して、意義の申し立てはできません。
- (2) 提出された書類は、今回の募集内容の審査の目的以外に使用しません。なお、提出書類は返却いたしません。
- (3) 広報掲載の事業に支障があると認められた場合は、広告掲載の取消又は中止する

ことがあります。

(4) 広告主の責任に帰すべき理由により、広告掲載が中止になった場合は、既に納めた広告掲載料は、還付しません。

(5) 3の⑤の予定枚数については、あくまで目安となりますので予定枚数を下回る場合があります。

(6) 広告掲載枠が2者未満の場合、五島市のお知らせ等を掲載する場合があります。

12 問い合わせ先及び提出先

〒853-8501

五島市福江町1番1号

五島市総務企画部財政課契約管財班

電話 0959-72-6111 (内線 275)

FAX 0959-74-1994

(別紙様式1)

五島市単価契約封筒広告掲載申込書

令和 年 月 日

(宛先) 五島市長

住 所 .....  
名 称 .....  
代表者職名 .....  
代表者氏名 .....<sup>印</sup>

広告掲載について、五島市広告媒体における広告掲載に関するガイドラインに基づき下記のとおり申込みます。

記

|           |                     |  |
|-----------|---------------------|--|
| 業 種       |                     |  |
| 事業の内容     |                     |  |
| 掲載する広告の内容 |                     |  |
| 広告の原稿     | 別添のとおり              |  |
| 広告の掲載期間   | 広告を掲載した封筒の在庫がなくなるまで |  |
| 広告掲載料     | 円                   |  |
| 連絡先       | 担当者名                |  |
|           | 電話番号                |  |
|           | F A X               |  |
|           | e-mail              |  |
| 備 考       |                     |  |

(別紙様式2)

暴力団等排除に関する誓約書

年 月 日

(宛名) 五島市長

住所(所在)

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

(生年月日

年

月

日)

私は、下記の事項について誓約いたします。

なお、下記の事項に該当となった場合には、速やかに届け出るとともに、指名停止等(契約の解除、許可の取消及び補助金等の不交付を含む。)、市が行う一切の措置について、異議申し立てを行いません。

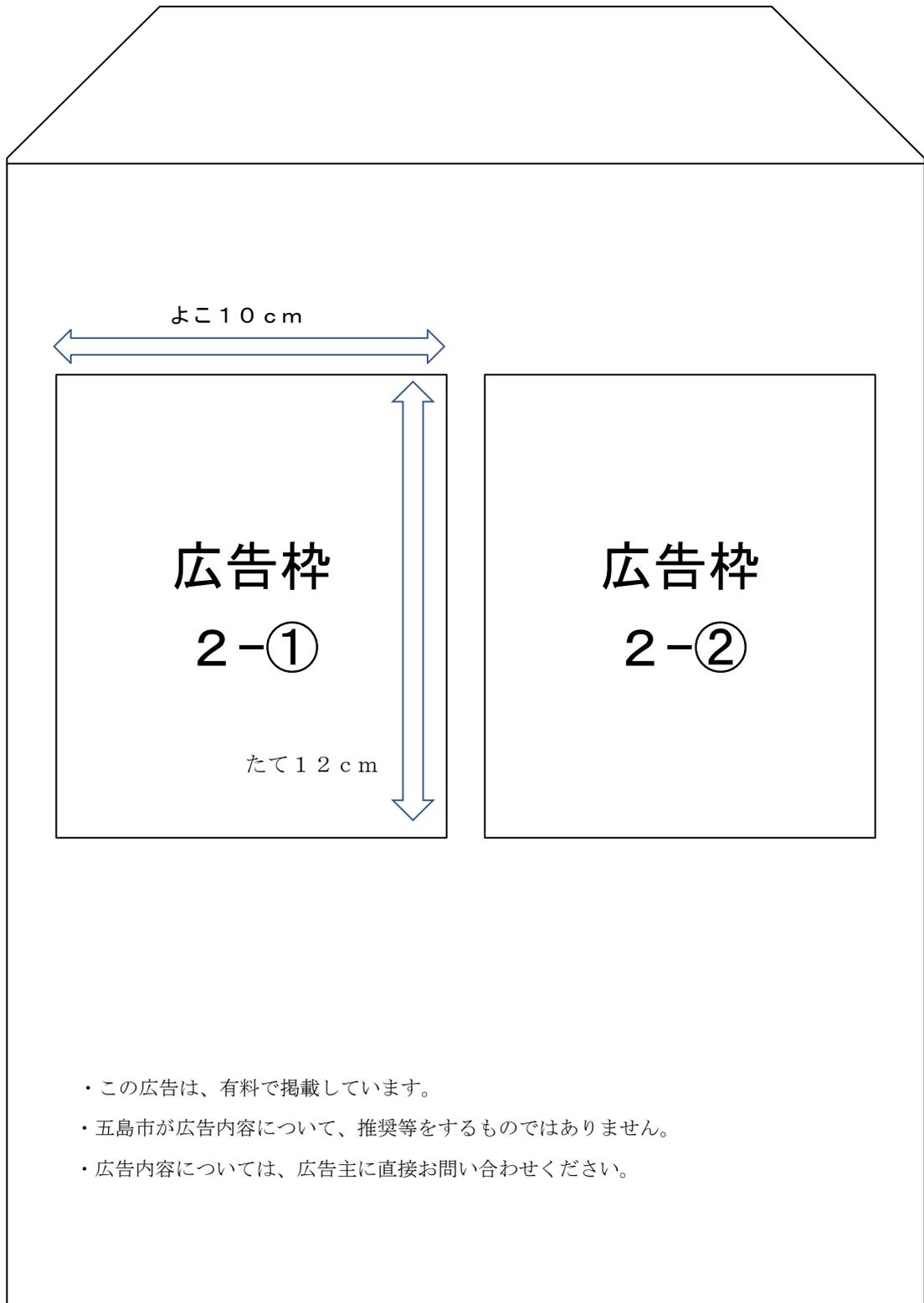
記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等(別紙役員等名簿に記載)は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 暴力団員により経営に実質的に支配若しくは関与を受けている者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1に掲げるものを下請契約等(受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。)の相手方にしません。
- 3 下請契約等(受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。)の相手方が1に掲げる者であることを知ったときは、当該下請契約等(受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。)を解除(又は取消)します。



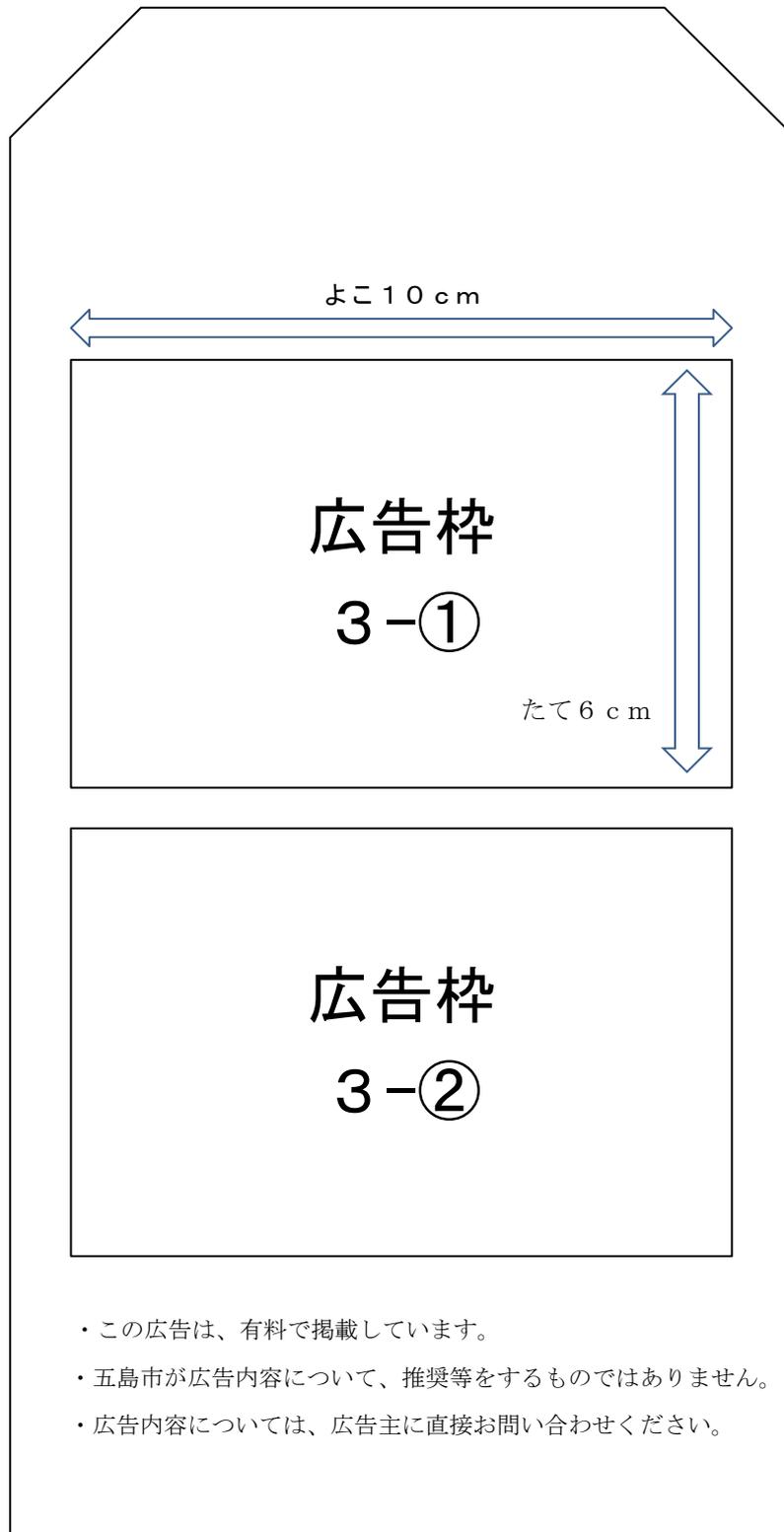
(印刷位置図・角形2号)

【2件広告の場合】



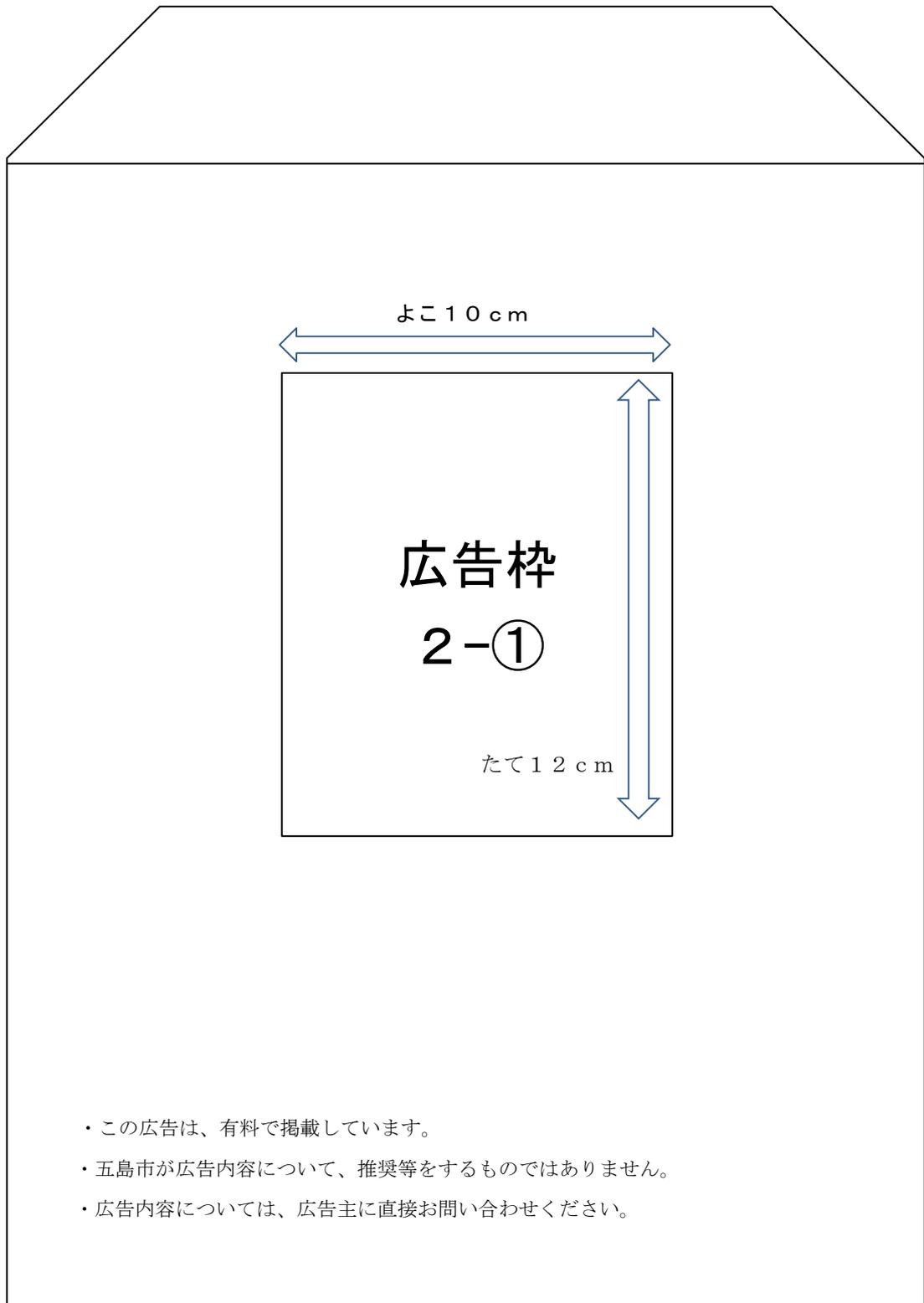
(印刷位置図・長形3号)

【2件広告の場合】



(印刷位置図・角形2号)

【1件広告の場合】



- ・この広告は、有料で掲載しています。
- ・五島市が広告内容について、推奨等をするものではありません。
- ・広告内容については、広告主に直接お問い合わせください。

(印刷位置図・長形3号)

【1件広告の場合】

